

西宮市立高等学校規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

西宮市教育委員会

教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立高等学校規則の一部を改正する規則

西宮市立高等学校規則（昭和 36 年度西宮市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出しを「（後見する者）」に改める。

第 14 条第 1 項を次のように改める。

生徒には、後見する者を置かなければならない。

第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 15 条第 2 項中「保証人」を「後見する者」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

高等学校の誓約書等で使用する「保証人」の表現が、民法に規定される「保証人」に当たると誤解されることを防ぐため。

## 西宮市立高等学校規則

改 正 索	現 行
第1条から第13条の2まで 省略	第1条から第13条の2まで 省略
(後見する者)	(保証人)
第14条 生徒には、後見する者を置かなければならぬ。	第14条 保護者は、生徒の保証人を定め、校長に届け出なければならない。
2 前項の後見する者は、校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。	2 前項の保証人は、校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。
3 保護者または後見する者が、住所を変更したときは、直ちに校長に届け出なければならない。	3 保護者または保証人が、住所を変更したときは、直ちに校長に届け出なければならない。
(宣誓等)	(宣誓等)
第15条 生徒が入学を許可されたときは、入学許可の日から10日以内に次の書類を校長に提出しなければならない。	第15条 生徒が入学を許可されたときは、入学許可の日から10日以内に次の書類を校長に提出しなければならない。
(1) 宣誓書 (第6号様式)	(1) 宣誓書 (第6号様式)
(2) 誓約書 (第7号様式)	(2) 誓約書 (第7号様式)
2 保護者または後見する者が死亡、その他の理由により欠けたときは、直ちにこれにかわる者を定め前項に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。	2 保護者または保証人が死亡、その他の理由により欠けたときは、直ちにこれにかわる者を定め前項に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。
第16条から第25条まで 省略	第16条から第25条まで 省略

## 宣誓書

西宮市立〇〇高等学校長様

私は、西宮市立〇〇高等学校の教育方針に従い、諸規則を守り、心身を鍛え、勉学に励むことを誓います。

令和5年4月日

第1学年 組 番 生徒名(自署)

## 誓約書

令和5年4月日

西宮市立〇〇高等学校長様

私は、〔生徒名〕が貴校に在学中、諸規則を守らせ、生徒として自覚ある行動をさせるとともに、本人に関するすべての責任を引き受けます。

保護者 住 所 \_\_\_\_\_  
名 前 \_\_\_\_\_

私は、保護者とともに、〔生徒名〕に  
対して諸規則を守らせ、生徒として自覚ある行動を促すよう努めます。

後見する者 住 所 \_\_\_\_\_  
名 前 \_\_\_\_\_

\*「後見する者」は原則として近くに居住し、独立の生計を営む人で、後見する者になることを承諾した人にしてください。

「後見する者」となられる方へ

本校では、入学される生徒が学校のルールを守り、自分の行動に責任を持ち、充実した学校生活を送ることが重要であると考えており、ご家庭においても保護者の方々に適切な監護・教育をしていただくようにお願いをしております。

「後見する者」には、保護者の方々とともに生徒を見守っていただき、万一、保護者の方々に不測の事態が生じた場合には、生徒の保護・監督についてご相談させていただくこととしています。このような趣旨をご理解いただき、保護者とともに生徒を見守り、後ろ楯となっていただけましたら幸いです。

なお、この度、お引き受けいただく「後見する者」は、民法上の「後見人」等とは異なり、監護・教育や財産管理などの責任や保護者に代わり授業料を納付するなどの債務を負うものではないことを申し添えます。